

## ハラスメント事案に関するヒアリングによる事実関係調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

福井県立病院における職員間のハラスメント事案に関して、第三者による適切なヒアリング調査を実施し、事実関係を整理することにより、組織としての判断を行い、また再発防止策を講じることを目的とする。

については、職員間のハラスメント事案に関して、ヒアリングによる事実関係調査を実施することのできる優れた事業者を選定するためプロポーザルを実施する。

### 2 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務名 ハラスメント事案に関するヒアリングによる事実関係調査業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 上限額 3,630千円（消費税および地方消費税を含む。）

### 3 参加資格要件

本業務の実施に必要な能力を有し、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札資格を有する者とする。（一般競争入札資格を申請中の者を含む。ただし、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに一般競争入札資格を得られなかった場合は、本件に関する応募資格を喪失するものとする。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと
- (3) 応募資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- (4) 応募資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 国税および主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納している者でないこと
- (7) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- (8) その他、仕様書等に記載されている技術的要件を満たすものであること

#### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約先候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに提案者が前記3の応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (3) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

#### 5 参加資格要件の確認

当該プロポーザルへの参加を希望する者は、下記により参加申込を行い、参加資格要件の確認を受ける必要がある。なお、提出期限を過ぎた場合は、プロポーザルに参加することはできない。

##### (1) 提出書類

次に掲げる資料（添付書類を含む） 各1部

- ・参加資格認定申請書（様式1）
- ・会社概要書（様式2）
- ・同種業務実績（様式3）

##### 【添付書類】

- ・福井県競争入札参加決定通知書（写）（手続き中の場合には、申請書の写し）
- ・国税および主たる事業所の所在地の都道府県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書
- ・ハラスメント事案に関するヒアリングによる事実関係調査業務に関するパンフレット等（提出は任意です。該当する資料があれば提出して下さい。）

##### (2) 提出期限

令和8年6月1日（月） 17時まで（必着）

提出後における申請書の追加および変更は認めない。

##### (3) 提出方法

電子メール（PDF ファイルの添付）または配達により提出すること。配達による場合には、配達記録が残るものを利用すること

##### 《提出先》

〒910-8526 福井県福井市四ツ井2-8-1

福井県立病院 事務局次長室 担当：西野

E-mail kenbyo@pref.fukui.lg.jp

##### (4) 参加資格の認定の通知

参加資格の認定は、令和8年6月4日（木）までに行い、結果は電子メールにより申請者に通知する。

##### (5) 参加資格の認定を受けられなかったものに対する理由の説明

ア 参加資格の認定を受けられなかった申請者は、書面によりその理由について説明を求める

ことができる。この場合においては、令和8年6月5日（金）15時までに、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出先に持参により提出しなければならない。

イ アの書面の提出があった時は、令和8年6月8日（月）までに当該書面を提出した申請者に対し、書面により回答する。

## 6 企画提案に関する資料の提出について

### (1) 提出資料

ア 企画提案書（鑑）（様式4）

イ 企画提案書（詳細）（A4版任意）

ウ 実施体制等（A4版任意）

エ 見積書（内訳を含む、A4版任意）※消費税および地方消費税を含んだ金額とする。

※イおよびウは縦でも横でも可です。後述のとおりプレゼンテーションはオンライン会議システムで行いますので資料は画面投影となります。

(2) 提出部数（実物を配達する場合は5部）

(3) 提出期限 令和8年6月11日（木） 17時（必着）

(4) 提出方法

提出期間内に、5（3）の提出先に電子メール（PDFファイルの添付）または配達により提出すること。配達による場合には、配達記録が残るものを利用すること

## 7 企画提案の審査および契約先候補者の選考等

### (1) プロポーザル審査委員会の実施

ア 審査委員会を開催し、各社によるプレゼンテーションを受け、審査委員による評価の結果、契約先候補者を選定する。

イ 各社によるプレゼンテーションはオンライン会議システムにより実施する。

<審査委員会の実施日時および場所>

ア 日 時 令和8年6月15日（月）（予定）

※日程、場所等の詳細は、企画提案書を提出した者に電子メールにて通知する。

イ 実施方法

プレゼンテーション15分、質疑応答10分の合計25分を予定

※各社のプレゼンテーション開始時刻はメールにて通知する。

ウ 注意事項

- ・ 使用するオンライン会議システム及び接続方法等の詳細は、別途通知する。
- ・ 必要に応じて、事前に接続確認を実施する場合がある。
- ・ 提案事業者は、安定した通信環境を確保することとし、通信不良等により審査に支障が生じた場合の不利益については、原則として当該事業者の責任とする。
- ・ なお、プロポーザル参加者が1社のみの場合はプレゼンテーションを実施せず、参加者が提出した企画提案書により審査を行うことができるものとする。

エ 以下の審査項目により審査を行います。

(審査項目)

No	審査項目	評価のポイント
1	業務理解・基本方針	・本業務の背景およびコンセプトの理解度 ・医療機関特有の課題の理解度
2	ヒアリング能力	・ヒアリング対象者の選定等について助言ができるか ・客観的事実関係の調査能力があるか ・当事者の心理的安全性に配慮した調査ができるか ・問題となりうる事項の理解力
3	情報整理能力・報告書作成能力	・客観的事実を重視した報告書作成ができるか ・事案の本質を理解した論点整理ができるか ・問題となりうる事項、再発防止策など発注者の判断に資する判断材料を提供できるか
4	実施体制・サポート体制	・本業務を遂行する体制は適切か ・担当者の知識・経験・資格は十分か ・業務量に対応できるか、迅速に対応できるか ・責任体制（責任者は明確か）
5	情報管理・リスク管理	・個人情報保護の対応は適切か ・セキュリティ対策は適切か
6	業務実績	・同種の事業の実績があるか
7	費用	・費用見積の妥当性 ・コストパフォーマンス

## (2) 審査結果

審査結果は、企画提案書を提出した参加者に電子メールで通知する。

## (3) 選定されなかった提案者に対する説明

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求められることができる。この場合においては、選定結果通知日の7日以内に、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に持参して提出しなければならない。

イ アの書面の提出があったときは、当該書面受付後7日以内に、提出者あてに書面により回答する。

## 8 契約先候補者の決定

福井県立病院は、公募型プロポーザル審査委員会が企画提案書を審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者に決定する。本プロポーザルにより決定するのは、契約先候補者であり、契約の相手方の決定は9による。

## 9 契約の相手方の決定方法

福井県立病院は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結

する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

#### 1.0 プロポーザルに関する質問

- (1) 受付期間 告示の日から令和8年5月29日（金）12時まで
- (2) 提出方法 5（3）の提出先に、質問書（様式5を電子メールにて提出すること）
- (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、全ての参加資格認定者に対し、6月5日（金）までに電子メールにより回答する。なお、軽易な質問等については、口頭により質問者のみに回答する場合があります。

#### 1.1 企画提案書等の情報公開

選定結果として、企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

#### 1.2 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。
- (4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には失格とする。
- (5) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に無断で使用しない。なお、企画提案書を公開する場合は、事前に提案者の同意を得るものとする。
- (6) 選定された企画提案書の提案内容は、そのまま採用されるものではない。

#### 1.3 本プロポーザルに関する問合せ先

〒910-8526 福井県福井市四ツ井2-8-1

福井県立病院 事務局次長室 担当：西野

電話 0776-54-5151（代）

電子メール kenbyo@pref.fukui.lg.jp